

一人口の動き—
6月末現在
()は5月末との比較
出生9人 死亡5人
転入8人 転出2人
世帯数 1,273世帯(+2)
男 2,867人 (-2)
女 2,941人 (+10)
合計 5,808人 (+8)

広報

わしま

発行
和島村役場企画課
発行日
昭和54年8月1日
印刷所
(株)第一印刷所

北辰中学校建設用地
造成工事起工式



話合う家庭で 事故のない世界

中高年齢者の雇用安定の
ための制度を御利用下さい

このたび、次の制度が大幅に改善されましたので、積極的にご利用の上中高年齢者の雇用安定にご協力下さい。

▽中高年齢者雇用開発給付金

●四十五歳～六十四歳までの者を安定所の紹介により常用労働者として雇用し、その雇用割合や雇用量を高めた事業主(五十四歳～六十四歳までの者で雇用保険受給中の者は安定所の紹介によらなくとも可)(指定期間一五十四年六月八日～五十五年六月七日)
●賃金の五分の四(二分の一を一年六カ月間(四十五歳～五十四歳は一年間)支給)

▽定年延長奨励金

●定年を労働協約又は就業規則により定めており、その定年を五十六歳以上に引き上げた事業主。
●定年延長によって、定年年齢を超えて雇用している労働者(六十四歳まで)一人あたり年額中小企業三十六万円。大企業二十七万円。

▽継続雇用奨励金

●定年を労働協約又は就業規則により定めている年齢が六十歳以上であり、定年後も引き続き一年以上常用労働者として雇用している事業主。
●六十一歳～六十四歳までの常用労働者一人あたり年額中小企業十八万円。大企業十三・五万円。

交通安全作文・ポスター

「コンクール」2名入選!!

「昭和五十四年度交通安全作文・ポスター」のコンクールに、村内の小学生二名が、入選致しました。

- *ポスターの部 (佳作)
桐島小学校 三年 早川妙子さん
- *作文の部 (佳作)
島田小学校 四年 小林美和さん

保健衛生行事

(8月21日～9月10日)

10月	10月	9月	8月	項目	対象	時間	場所
結核検診	結核精検	三種混合	ツベルクリン判定	妊婦検診	ツベルクリン	三歳児検診	福祉センター
通知のあった方	通知のあった乳児	ツベルクリンを受けた乳児	妊婦	通知のあった乳児	出生児	昭和51年2月1日～7月31日までの	
午後一時～二時	午前十時～十一時	午後一時～二時	午後一時半～二時	午後一時半～二時	午後一時半～二時		

昭和54年度日赤社費実績

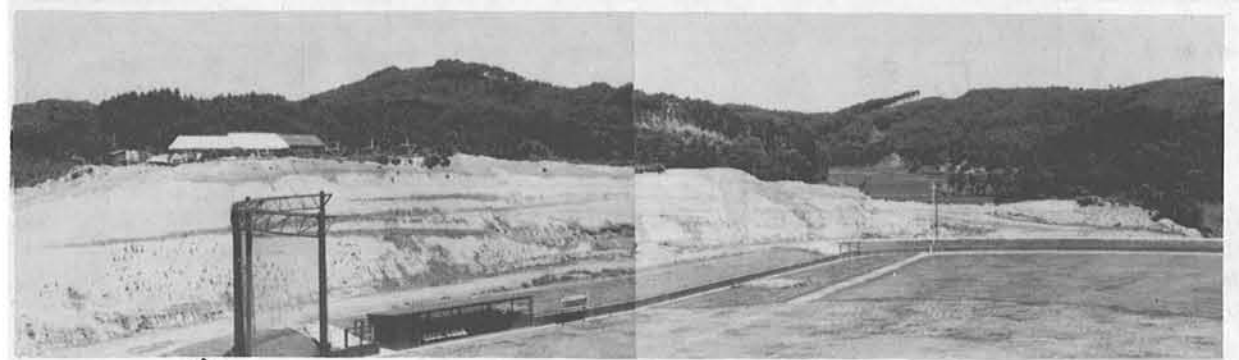
日赤社費の納入につきましては、皆さんのご協力により、好成績をあげることができました。皆さんからの社費は、血液事業、災害救護物資の整備、交通安全事業などの赤十字活動に利用されます。

部落別の実績は、右記のとおりです。

部落名	社費額
上小島谷	10,500
中小島谷	13,200
下小島谷	17,700
駅前	30,100
下富岡	17,300
若野浦	9,000
アミダセ	9,300
高畑	6,600
日野浦	4,800
中沢	20,400
梅田	6,000
東保内	12,630
村田	20,700
城之丘	12,300
両高谷	15,100
坂	4,200
小計	209,830
上桐	25,900
三瀬ヶ谷	4,500
北野	14,600
根小屋	6,000
荒巻	16,500
新田	0
中央	13,000
下町上	17,200
下町下	18,300
川端	11,700
道城下	6,300
法善町	6,600
寺町	7,500
小谷	2,400
小計	150,500
合計	360,330

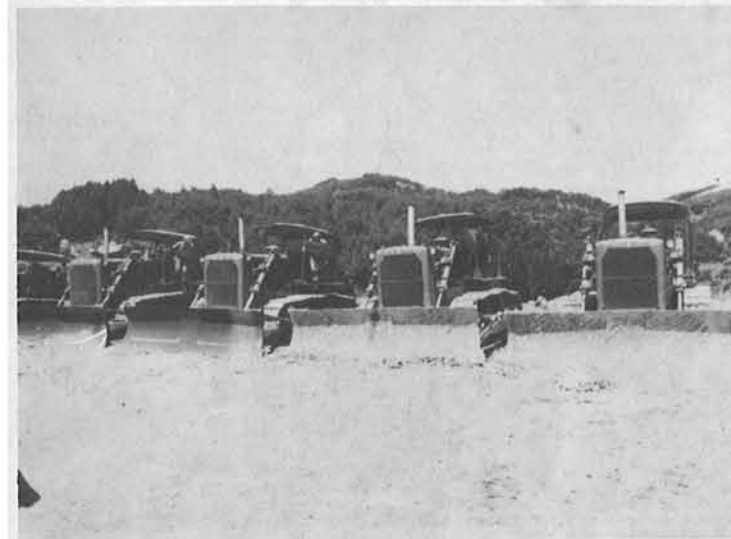
運転が示す あなたのお人柄

すすむ！ 中学校造成工事



北辰中学校用地造成工事の起工式が七月四日、島崎地内の建設予定地で行なわれました。

この工事は六月二十二日、陸上自衛隊東部方面総監(陸将飯山茂)とのあいだで見積額四百三十五万三千円で協定したもので、整地作業は第五施設群(群長黒田象治郎一等陸佐)き下の二十六名の隊員と、ドーザ(大型四台、中型二百)によって行なわれています。工事開始直後は晴天に恵まれた



ため作業能率もあがりましたが、七月中旬に入り雨で作業の出来なさが随分つき隊員の皆さんは体をもてあまし気味でした。しかし、天候が回復すると、たちまちのうちに小高い丘が削りとられていくすがたは見事なものです。

若い自衛隊員には、こうした訓練が技術習得の場とあって、真剣そのもので汗とほこりにまみれて機械にとりくんでいました。

選挙結果

去る七月二十二日に行われた和島村議会議員一般選挙の結果は次のとおりです。新議員の皆様には二十三日に当選証書が渡されました。

◎選挙当日の有権者数

男二、〇三一人
女二、一七〇人
計四、二〇一人

◎投票者数

男一、九七九人
女二、一〇六人
計四、〇八五人

◎当票率

男九七・四四％
女九七・〇五％
計九七・二四％

候補者別得票数

当丸山 茂	二二九票	当山田 忠	一七七・〇五票
当早川 秀五郎	二五〇票	当本間 政一	一七五票
当早川 四作	二二二票	当八子 八十衛	一六一票
当星 たけし	二二四票	次山田虎雄	一五九・九四九票
当谷川 憲義	一九九票	小林盛知	一五八・六二八票
当樋口 広芳	一九八票	小林長作	一五六・六二〇票
当木村 正嘉	一九八票	(無効 一九票)	
当菊地 弘	一九七票		
当笠原 増夫	一九六票		
当神子 義寛	一九三票		
当大矢 昭市	一九〇票		
当小林俊雄	一八九・七五一票		
当久須美 逸郎	一八八票		
当小黒 久雄	一八六票		
当佐々木 美代吉	一七八票		



あぶないぞ!! おしゃべり 道草 ぶざけっこ

音楽隊・高校野球を招く

八月五日球場開き

市民待望の野球場は、四月の完工以来、芝の活着促進のために使用を中止していましたが、ようやく利用できる状態となり、八月五日、施設現地において「球場開き」を行なうことになりました。

学校の野球部を招いて親善試合を行なう事にしており、引き続き村内野球連盟チームと隣接町村野球チームとの親善試合も予定しています。

当日日程は次のとおりとなりますので多数の皆さんから観覧いただきたいと思ひます。

(雨天の場合は体育館で、式典と音楽隊の演奏を行ないます。尚、車は御遠慮下さい)

入場行進及び式典 十時
自衛隊音楽隊演奏 十時四十分
高校野球親善試合 十一時四十分



また、当村からの通学区域となっている西越高等学校及び巻高等学校

村長室の黒板から

今月から「村長室の黒板から」のコーナーを設けました。村内外における村長の動静を通して村政の現状を村民の皆さんから知って頂きたいと思ひますが、紙面の都合で、その中から特に必要と思われるものを抜粋してお知らせする事にいたしました。ご通読頂きたいと思ひます。

(係から)

五月一日 村長新任挨拶の途次与板土木で所長さんから公共事業の予算づけ状況をお聞きする。そのうち懸案の落水川改修については、地質構造上の難所であるが、上流改修と期を一にして完工する旨確約を頂く。その目処は昭和五十六年度の手定。

五月〇日 一般国道一一六号バイパスについて長岡国道事務所へ陳情。予定方線内の地質調査中につき発表の段階でなく、時期も未定とのこと。村の土地開発利用計画早期決定が必要の旨強調陳情。

六月〇日 自衛隊による中学校用地造成工事が七月早々着工予定の為ブルドーザーの燃料確保について農協課長等と関係機関に出荷割当要請のため出県。オペック会議の状況を反映して先行き困難の中にもかかわらず業者の好意で所要量確保(この脱稿時には燃料入手難のため着工不能の地方自治体もあると聞き、早期手配に対する関係者の好意を改めて感謝する)。

◆県消費生活改善推進員に八子さん

消費生活改善推進員制度は、行政と消費者の間に消費生活改善推進員をおくことにより、地域住民の消費者意識を高揚し、消費者の自主的活動を促進することを目的として、事業が実施されています。

和島村の消費生活推進員は、阿弥陀瀬の八子清江さんです。

◆成人式挙行

八月十五日、体育館で挙行。今年成人式を迎えられる方は、百三十三名で記念講演、記念撮影を計画しております。

後日、各人に案内を送付いたしますが、村内在住の方はもちろん村を離れておられる方は家族からのお知らせで是非とも多数の参列をお待ちしております。

◆新潟県初級職員採用試験実施について

- 一、受付期間 八月二十二日～九月十日
- 二、受験資格 昭和三十三年四月二日から昭和三十七年四月一日生ままで
- 三、申請先(郵便番号九五一一) 新潟市一番堀通り町県庁分館内 新潟県人事委員会事務局

赤なのに どうして渡るの お母さん

お気軽に電話でOK!!

役場窓口事務として取扱っている次の戸籍抄本などの交付については、従来から電話郵便などで受け付けておりますが、最近特に勤め人が多くなっている現状から、窓口事務のうち簡単なものについては、わざわざ職場を休まなくても用が足せたり、又は急に証明

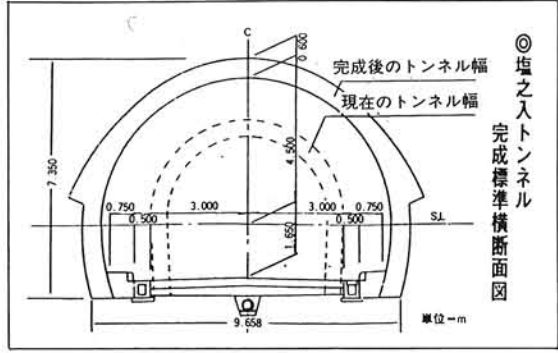
書などが必要となったときは、電話を利用されると大変便利です。これは必要に応じ職場などから予め電話で役場へ申し込んでおいていただき、職場の帰り又は翌朝出勤時に役場へ立寄っていただくれば用事が足りると言う訳です。

申し込みが役場勤務時間内であれば、退庁後窓口担当者がいないくても、当直の方に依頼しておきますから充分用が足せます。

電話で取扱う事務

申し込みは 平日午前八時半～午後五時
土曜午前八時半～正午まで

- 戸籍・除籍謄抄本の交付
- 住民票の写しの交付
- 印鑑登録証明書の交付
- 身分証明書の交付
- 税務関係証明
- ◎不明の点は住民課窓口係へおたずね下さい。



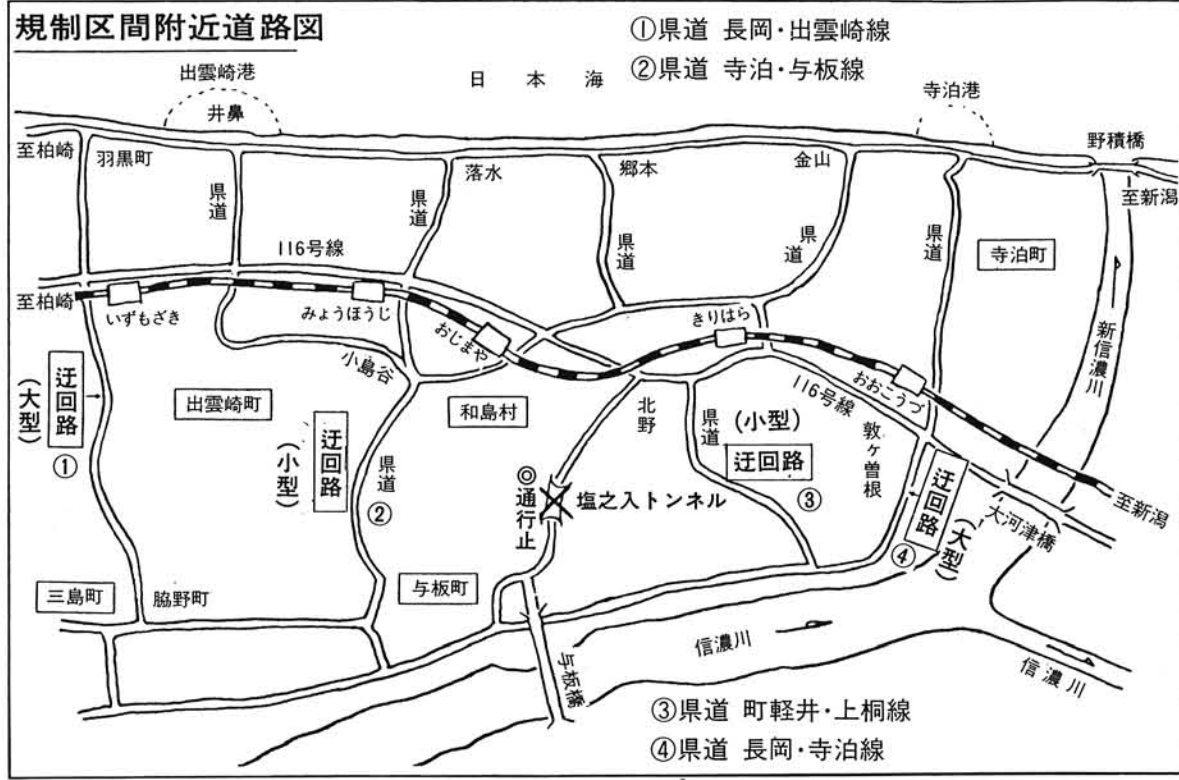
一般県道与板北野線の塩之入トンネルの改築工事が、総事業費約五億円を投じて、トンネル内の車道を六mに拡幅し、取付道路改良工事(延長約七七〇m)が施工されます。このため左記により通行規制が行なわれますので御協力御願ひ致します。

◎場 所 和島村荒巻地内

◎規制内容 「全面通行止」

◎規制期間 自 昭和54年8月20日 至 昭和54年12月10日

「塩之入トンネル」改築工事が始まります。



健康よもやま (42)

「虫などに刺されたとき」

夏は山や海に出かける機会も多く、子供たちが夢中で遊んでいる間に、虫などに刺されたりすることがあります。

ハチ・アブ・毛虫などに刺されたとき

刺された後に「毒針」や毛が残っていることがあります。かゆいからといって、すぐかいたりしてはいけません。まずピンセットで虫たちの残したものを取り除いてからアンモニア水をつけておくとよいでしょう。

かゆみがひどいときは、抗ヒスタミン軟こうをぬって冷やしましょう。ただし、生後一年未満の赤ちゃんの場合は、すぐ医者に見てもらってください。

「毒方などの粉がついたとき」

ガが体に触れ、粉や分泌液が皮膚につくと、赤くはれたり、かゆくくなったりすることがあります。

といて、ポリボリかくとよけいに赤くはれあがり、その手で目にさわったりするとまぶたまで赤くはれてしまします。

ガなどの分泌液にさわったなら、すぐ水などで洗い流すこと。石けんをつかえばなおいでしょう。

ガの粉などが目に入ったときは、ぬるま湯でよく洗い、冷湿布しておきます。充血がひどいときは、専門医に診てもらいましょう。

それぞれの 持場で生かせ 火の用心

あなたの年金額 こうして計算!!

No. 3

前回は老齢年金を請求した年齢によって、年金の支給率が変わることを説明しましたが、今回は付加保険料を納入している場合と、未納・免除期間がある場合の二例を比較してみよう。

まず、Aさんが(大正八年四月二日生まれ)定額保険料と付加保険料をすべて納入した場合の年金額(例一)は、

- ①定額年金 $\{1,300円 \times (18年 \times 12月)\} \times 1,167 = 327,693円$
- ②特別加算 $\{500円 \times \{300 - (18年 \times 12月)\}\} \times 1,167 = 49,014円$
- ③付加加算 $200円 \times 102月 = 20,400円$
- 計 $327,693円 + 49,014円 + 20,400円 = 397,107円$

つぎに、Aさんが付加保険料を掛けないで、未納期間と免除期間がそれぞれ二年間あった場合の年金額(例二)を計算してみますと、

- ①定額年金 $\{1,300円 \times (14年 \times 12月) + (1,300円 \times 24 \times \frac{1}{2})\} \times 1,167 = 267,009円$
- ②特別加算 $\{500円 \times \{300 - (18年 \times 12月) \times \frac{168 + 24 \times \frac{1}{2}}{216}\}\} \times 1,167 = 40,845円$
- 計 $267,009円 + 40,845円 = 307,854円$

付加加算

200 × (付加保険料納入月数)

Aさんの場合

○生年月日	大正8年4月2日
○加入期間	36年4月～54年3月
○納入記録(例1)	定額保険料 36年4月～54年3月
	付加保険料 45年10月～54年3月
○納入記録(例2)	未納期間 36年4月～38年3月
	免除期間 38年4月～40年3月
	定額保険料 40年4月～54年3月

で年金額は三〇七、九〇〇円(月額二五、六五八円)となります。

このように、加入期間が同じであっても、免除期間や未納期間、付加保険料の有無で年金額に大きな差となりますので、保険料を滞納にしないよう心掛けましょう。

- ◎老齢年金を請求しましょう
- ◎老齢福祉年金を請求しましょう(老齢年金受給者は非該当)
- ◎かけ金をかけ終わりました
- ◎65歳になる人
- ◎大正3・8・2～大正3・9・1生まれ
- ◎70歳になる人
- ◎明治42・8・2～明治42・9・1生まれ
- ◎老齢福祉年金を請求しましょう(老齢年金受給者は非該当)

福祉年金の支払日は 八月十一日です。

福祉年金では、毎年一回、一人一人の受給権者について、前年度の所得等を確認し、八月から一年間にわたる受給権者の有無を確認する手続きが必要です。

後継者の皆さん農業者年金に加入しましょう

改正された農業者年金制度

農業者年金とは

農業者年金に加入すると、加入者が老齢になって、他の農家や自分の後継ぎに経営移譲をした場合は、経営移譲年金が六十歳から(六十歳後に経営移譲をしたときは経営移譲のときから)終身支給されます。また、経営移譲をしてもしなくても六十五歳以後は農業者老齢年金が支給されます。

加入時期をのがし加入できなかった後継者の皆さん、いまからでも加入できます。二度と期待できない救済措置もれなく加入を。

この年金に加入するには加入の期限がありますが、このたびの制度改正で、これまでに加入期限が過ぎてしまっても加入できなくなっていた「後継者」にも今年限りで、一定の要件に該当する場合には、加入できるよう救済措置が講ぜられました。

■救済対象者の要件(加入の申出ができる人)

- ①大正八年七月三日から昭和十五年一月一日までの間に生まれた方
- ②基準日(生年月日)により基準日

加入の申出ができる期間は 昭和五十四年七月一日から十二月三十一日までの六ヶ月です。この期間内に、農協の窓口で手続きして下さい。

■納める特例納付金の額と納付期限

○加入の申出をした人は、基準日を含む月から申出日を含む月の前月について、一月につき三、六〇〇円の特例納付金を納めることとなります。

○特例納付金は、昭和五十四年七月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に農協に納めることとなります。

投票すまして明るい心